○法務省告示第四百九十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年九月十五日

法務大臣　金田　勝年

氏　名　エリック・ダビデ・カーシュ
生年月日　千九百六十年四月四日

○法務省告示第四百九十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリア西オーストラリア州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年九月十五日

法務大臣　金田　勝年

氏　名　ビクトリア・アシュリー・マクミラン
生年月日　千九百八十六年十二月十六日

○法務省告示第四百九十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年九月十五日

法務大臣　金田　勝年

氏　名　ポール・リチャード・コギンズ
生年月日　千九百八十二年四月七日

○法務省告示第四百九十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国イリノイ州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年九月十五日

法務大臣　金田　勝年

氏　名　ゴードン・アラン・パームクイスト
生年月日　千九百七十四年十月十三日

○法務省告示第五百三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月十五日

法務大臣　金田　勝年

第二号中「平成二十五年十二月二十七日」を「平成二十八年十二月二十七日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年十二月二十七日から施行する。

○法務省告示第五百号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十八年九月十五日

法務大臣　金田　勝年

一　指定を受けた者

氏　名　ゴードン・アラン・パームクイスト
生年月日　千九百七十四年十月十三日

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるものアメリカ合衆国コロンビア特別区において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第五百一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年九月十五日

法務大臣　金田　勝年

氏　名　ダニエル・マイケル・ジャレット
生年月日　千九百八十六年二月二十一日

○法務省告示第五百二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年九月十五日

法務大臣　金田　勝年

氏　名　森村　佳奈
生年月日　千九百七十七年五月十九日

○法務省告示第五百四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月十五日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表株式会社イズミ技研の項中「溶接」の下に「、機械加工」を加える。

○法務省告示第五百五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月十五日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社日新鉄筋	埼玉県川口市大字新堀後十三番地一
株式会社ＯＯＫＩ	徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜二百二十二番地一

鉄筋施工
鉄筋施工

○厚生労働省告示第三百三十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「アメリカ合衆国（ニュージャージー州、ニューヨーク州、ペンシルベニア州及びミズーリ州を除く。）」を「アメリカ合衆国（ニュージャージー州、ニューヨーク州及びペンシルベニア州を除く。）」に、「デンマーク　ドイツ（バイエルン州を除く。）」を「ドイツ」に改める。

○経済産業省告示第二百三十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第百三十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十八年九月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

災害名	地域	指定の期間
平成二十八年熊本地震	熊本県	平成二十八年四月十四日から平成二十八年十二月十四日まで
	大分県	
	鹿児島県	
	長崎県	
	宮崎県	
	佐賀県	
	福岡県	